

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

富士見市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 南畑地域

(1) 現況

本地域は、大部分が市の東部に位置する荒川と新河岸川に挟まれた地域となっており、土地改良事業等の実施によるほ場条件が整備された水田が多く展開され、稲作経営を中心にきゅうり、トマトなどの施設園芸、梨、苺の複合経営が行われている。

このため、農地中間管理機構等を活用した担い手等への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、豊かな農村環境の維持・保全と環境にやさしい農業の推進が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 鶴瀬地域

(1) 現況

本地域は、市の西部に位置する台地上の市街地と当該市街地周辺の新河岸川に挟まれた地域となっており、かぶ、ほうれん草、枝豆などの露地野菜を中心とした畑作経営と稲作経営が行われている。

近年、農業従事者の高齢化が進み、担い手の減少や後継者不足により、荒廃農地・遊休地の増加が懸念されるとともに、消費者が安全安心な農産物を求める傾向が強まっている。また、本地域は、都市的土地利用の混在化に伴う農業生産環境の変化により、農薬の使用などによる周辺住民や環境への配慮も必要となっている。

このため、農地中間管理機構等を活用した担い手等への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、環境にやさしい農業の推進が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 水谷地域

(1) 現況

本地域は、市の南部に位置する台地上の市街地と当該市街地周辺の柳瀬川と一般国道463号線沿いの地域となっており、かぶ、ほうれん草、小松菜などの露地野菜を中心とした畑作経営と稲作経営が行われている。

近年、農業従事者の高齢化が進み、担い手の減少や後継者不足により、荒廃農地・遊休地の増加が懸念されるとともに、消費者が安全安心な農産物を求める傾向が強まっている。また、本地域は、都市的土地利用の混在化に伴う農業生産環境の変化により、農薬の使用などによる周辺住民や環境への配慮も必要となっている。

このため、農地中間管理機構等を活用した担い手等への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、環境にやさしい農業の推進が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	南畑地域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	鶴瀬地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業
③	水谷地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。